平成２６年（フ）第２０２号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿747番地
債務者　中野　道雄
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　志保
4　破産債権の届出期間　平成26年７月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月25日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３７０号
広島市安佐南区祇園１丁目38番12―103号
債務者　安田　正
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　埋橋　和人
4　破産債権の届出期間　平成26年７月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月９日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３７９号
広島市安佐北区落合南１丁目40番６号
債務者　長石　勝
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周子
4　破産債権の届出期間　平成26年７月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月28日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３８０号
広島市安佐北区落合南１丁目40番６号
債務者　長石　美奈
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周子
4　破産債権の届出期間　平成26年７月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月28日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１号
北海道北見市春光町３丁目12番１―401号
債務者　千葉　茂樹
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　信孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月29日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第１３９号
和歌山県橋本市城山台２丁目43番地の３
債務者　増山　智明
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥野　庸己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月18日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２３５号
仙台市青葉区小田原５丁目２番12―203号
債務者　藤田　三郎
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　翠川　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月２日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２６７号
仙台市青葉区宮町２丁目１番78―501号
債務者　有路　利明
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝田　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月５日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１９号
山形県酒田市北千日町15番25号、前住所山形県酒田市中町３丁目６番８号
債務者　村田　勝利
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第５３号
三重県伊賀市四十九町1705番地
債務者　西山　克
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　慶志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第６３号
兵庫県姫路市保城377番地６
債務者　村角　良生
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩　和紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３２０号
広島市南区西旭町４番２号　２Ｆ
債務者　夏目　幸男
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹森　雅泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０２号
長崎県長崎市大手１丁目17番４号
債務者　森内　弘文
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　恵梨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０４号
奈良県大和高田市大中南町４番54―305号
ルミエール壱番館
債務者　砂流　雅之
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板野　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月１日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１５０号
鹿児島県西之表市現和7263番地
債務者　上妻　宗清
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中佐和子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４５号
新潟県新発田市真野原外3402番地１
債務者　笹川　智明
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江花　史郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部